

「障害団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業」について

内閣府

内閣府では国民の障害への理解に資するよう、

「障害団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業」について、内閣府ホームページに公表しました。

障害者団体が行う啓発事業 - 内閣府

これらの啓発事業につきましては、合理的配慮の提供を義務付ける障害者差別解消法を周知する観点からも重要であり、障害理解を深めるための研修等にも活用できるものです。

会員の皆様には、ご一読の程をよろしくお願いいたします。